

障がいがあるお子さんへの支援

✂️ 療育手帳

知的に障がいがあり、宮城県の機関で判定を受け一定の基準に該当すると認められる場合に知事から交付されます。障がいの程度によりAとBの等級があり、等級により各種の福祉サービスを利用することができます。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂️ 身体障害者手帳

身体に障がいがあり法律に定める障がいの程度に該当すると認められる場合に知事から交付されます。肢体、視覚、聴覚、内部などの種別と程度に応じた等級があり、等級により各種の福祉サービスを利用することができます。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂️ 特別児童扶養手当

知的、身体などに障がいがあるお子さんを養育している方に支給される手当です。手帳の有無に関わらず一定の支給基準に該当すると認められる場合に支給されます。

問 子ども家庭課 ☎0224-53-2251

✂️ 障害児福祉手当

重度の障害があり日常生活で常時介護が必要なお子さんが対象となる手当です。

概ね身体障害者手帳の1級・2級の一部、療育手帳Aの一部の方が対象となります。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂️ 障害者医療費助成制度

身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の一部、療育手帳 A、特別児童扶養手当の障害程度 1 級、精神障害者福祉手帳 1 級に該当する方は医療費の助成を受けることができます。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂️ 児童発達支援

障がいのある未就学のお子さんが利用できる福祉サービスです。保護者と一緒に通所し、小集団の活動を通した日常生活や集団生活の基礎作りを行います。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂️ 放課後等デイサービス

障がいのある小学生から 18 歳未満のお子さんが授業終了後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービスです。生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂️ 補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない、聴力レベルが軽度及び中等度に該当するお子さんに対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂️ 日中一時支援事業

障がいのある方を一時的に預かり、日中における活動の場の確保と、日常的に介護している家族の一時的な休息等の生活支援を行います。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂ 短期入所



自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある方が施設において宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護を受けることができます。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂ 育成医療



身体に障がいのある、または現在の状態を放置すると将来的に障がいを残すと認められる18歳未満のお子さんに対し、必要な医療費の一部を助成します。

問 福祉課 ☎0224-53-2115

✂ 障害児相談支援事業所



障がいのあるお子さん、その家族が抱える様々な悩みや困りごとについて相談することができます。

● 県南生活サポートセンター「アサンテ」

大河原町大谷字戸ノ内前43-5 ☎0224-51-8586

ホームページ (URL) : <http://www.shiroishiyokoen.or.jp>
(社会福祉法人白石陽光園)

E-mail : asante5361@ec1.technowave.ne.jp
(県南生活サポートセンター「アサンテ」)

● 南桜総合相談支援相談所

大河原町字南桜町4-4 ☎0224-51-4601

